

## 新潟県立新津高等学校自動販売機設置事業者募集要領

### 1 趣 旨

本要領は、新潟県立新津高等学校校舎内の使用許可を受け飲料等の自動販売機を設置する事業者の募集及び選定等の手続について定めるものとする。

### 2 自動販売機で販売する商品

#### (1) 日常の水分補給や熱中症予防としての飲料

果実飲料、コーヒー飲料、各種茶飲料、スポーツ飲料、ミネラルウォーター等の清涼飲料、牛乳、乳飲料及び乳酸菌飲料等。ただし、指定医薬部外品は除く。

#### (2) 朝食を欠食する生徒や運動後の栄養補給等に適する商品

栄養補助食品やゼリー飲料等

なお、販売しようとする商品が対象となるか疑義のある場合は、個別に問い合わせること。

### 3 設置場所、台数及び選定業者数

#### (1) 設置場所

新潟市秋葉区秋葉1丁目19番1号 新津高等学校内

No	設置場所	台数	1台当たりの設置可能面積（寸法）
1	生徒玄関（1階）	2	8,614cm <sup>2</sup> （幅118cm ×奥行73cm）以内
2	ラウンジ（1階）	3	9,490cm <sup>2</sup> （幅130cm ×奥行73cm）以内

※ 自動販売機の設置場所は、学校が上記5か所のうちから指定する。

#### (2) 設置台数

上記2(1)の飲料を販売する自動販売機	4台（予定）
上記2(2)の栄養補助食品等を販売する自動販売機 （1台で上記2(1)の飲料も併せて販売するものを含む。）	1台（予定）

#### (3) 選定業者数

最大5者

なお、原則1事業者1台の設置とするが、提案内容により1事業者最大2台まで設置を認めることにする。

#### 4 使用許可期間等

自動販売機の設置は、以下の条件により教育財産の使用許可を受けて行うものとする。

##### (1) 使用許可期間

平成31年(2019年) 4月1日から平成34年(2022年) 3月31日までの3年間

##### (2) 使用許可に係る費用

新潟県行政財産使用料徴収条例の規定により、消費電力量に応じた電気料を徴収する。

##### (3) その他

電気料のほか、自動販売機の設置から撤去までの間に要する費用は、すべて設置事業者の負担とする。

##### (4) 使用許可申請

選定された事業者は、別途教育財産使用許可申請書を提出して、使用許可を受けなければならない。

#### 5 設置及び維持管理における条件等

(1) 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置をとるとともに、定期的に安全面の確認を行うこと。

(2) 商品の衛生管理や補充、代金・つり銭管理などを含む自動販売機の維持管理は、すべて設置事業者が責任を持って行うこと。

(3) 故障等の問合せ先を自動販売機に明記するとともに、故障等の連絡等に対しては速やかにかつ誠実に対応すること。

(4) 設置事業者は、自動販売機で販売した商品に係る使用済み容器の回収箱を設置して、適切に回収、処分すること。

(5) 使用許可期間満了後は、設置事業者の責任において設置場所の原状回復を図ること。なお、原状回復に要する費用はすべて設置事業者の負担とすること。

#### 6 設置事業者選定の手続等

##### (1) 応募方法

###### ① 応募申込書の提出

自動販売機の設置を希望する者は、次の書類を提出すること。

ア 応募申込書

イ 販売品目一覧(別紙1)

ウ 設置する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力等が確認できるもの。)

エ 設置実績一覧(別紙2)

オ 営業許可証(必要な場合のみ)

カ 法人登記簿謄本(全部事項証明書)(過去3月以内に発行されたもの)

法人登記簿謄本に記載されている事項(商号、所在地、会社成立年月日、目的、資本金額、役員)がわかる書類でも可とする。

キ 貸借対照表、損益計算書(直近3期分)

② 提出部数

7部

③ 提出期限及び方法

平成31年2月14日（木）必着で持参又は郵送とすること。

③ 提出先

〒956-0832 新潟市秋葉区秋葉1丁目19番1号

新潟県立新津高等学校 事務室

(2) 選定方法

提出された応募申込書及び添付書類により審査の上、設置事業者を選定する。

なお、選定における主な審査項目は、別紙のとおりである。

(3) 結果通知

選定結果については、平成31年3月1日までに応募のあったすべての事業者に対して通知する。

7 本要領に関する問い合わせ先

〒956-0832 新潟市秋葉区秋葉1丁目19番1号

新潟県立新津高等学校 事務室

TEL 0250-22-1920 FAX 0250-24-6340

## 別紙

## 選定における主な審査項目

項 目	内 容
販 売 品 目	生徒が学校生活のなかで摂取する飲料等であることを想定して商品を選定しているか。
	商品の種類は充実しているか。
	販売価格は、市況価格以下であるか。
設 置 機 器	消費電力が少ない機器であるか。
	ゾーンクーリング、自動点滅・減光、ヒートポンプなどの消費電力を抑制する機能を有しているか。
	オゾン層破壊の防止や地球温暖化対策としていわゆるノンフロン冷媒を使用しているか。
維 持 管 理	商品の補充、空き容器の回収の頻度は適切か。
	故障時等の連絡体制はとれているか。
事業者の信用	他校等での実績を有しているか。
	事業が継続できる経済的資力を有しているか。
社会貢献等	売り上げの一部を慈善団体等に寄付し、災害時に飲料を提供できるなどの社会貢献に取り組んでいるか。
そ の 他	上記以外に事業者が独自に提案する内容で評価できる事項はあるか。